

文書指摘の内容

○社会福祉法人

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
会計処理が不適切【20】			
1	R4.12.8	事業所の運営費として理事長から複数回にわたり、多額の借入れを行っているが、その際の領収書等の証憑書類が保存されておらず、正確な借入日及び借入金額、借入目的・使途、返済方法等が不明である。役員からの借入れであっても、金銭貸借に係る書類をその都度作成し、適切な会計処理を行うこと。	改善済
2	R4.12.8	拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書、拠点区分貸借対照表等が社会福祉法人会計基準に定められた様式で作成されていない。会計基準省令及び関係通知を遵守し、適正な計算書類作成を行うこと。	改善済
3	R4.12.8	計算書類の附属明細書について、法人全体の借入金明細書に記載された差引期末残高等が計算書類の計上額と整合していない。また、〇〇拠点区分の資金収支明細書及び事業活動明細書にサービス区分ごとの内訳明細が記載されていない等の不備がある。附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、今後は適正な書類作成を行うこと。	改善済
4	R4.12.8	機械の購入や建物改修工事を行い固定資産に組み入れているが、物品購入や工事発注に係る稟議書や見積書、契約書等の契約関係書類が作成されておらず、契約取引が不透明なものとなっている。今後は厚生労働省通知や経理規程を遵守の上、適切な契約事務処理を行うこと。	改善済
5	R4.12.8	会計責任者、出納職員が任命されていないので、理事長から速やかに辞令を交付し任命を行うこと。	改善済
6	R4.9.20	前回監査において「〇〇拠点から法人本部拠点への繰替使用額を補填すること」との口頭指摘をしていたが、令和3年度決算時においても〇〇円の補填がなされていない。令和4年度に必ず補填すること。	改善済
7	R5.2.13	取得した固定資産の減価償却について、社会福祉法人会計基準に沿った方法で償却が行われていないものがあるため、令和4年度において適切に修正を行うこと。	改善済
8	R4.9.14	不正受給の給付費返還金及び加算金等にかかる〇〇市への未返還金〇〇円と〇〇市への未返還金〇〇円の合計金額〇〇円について、事業活動計算書に発生金額が、また貸借対照表に未返還負債額が計上されていない。計算書類は、社会福祉法人会計基準に従い、真実な内容を明瞭に表示すること。また、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。	改善済
9	R4.11.22	令和2年度決算において、A拠点では、当期資金収支差額合計が▲〇〇円にもかかわらず、法人本部拠点へ〇〇円の繰入金支出をしていること及びB拠点では、当期資金収支差額合計が▲〇〇円にもかかわらず、法人本部拠点へ〇〇円の繰入金支出をしていることが確認された。また、令和3年度決算においてもA拠点では、当期資金収支差額合計が▲〇〇円にもかかわらず、法人本部拠点へ〇〇円を繰入金支出していること及びB拠点では〇〇円、C拠点では〇〇円、D拠点では〇〇円、E拠点では〇〇円、F拠点では〇〇円を各拠点の事業活動資金収支差額又は当期資金収支差額がマイナス計上であるにもかかわらず、繰入金支出していることが確認された。令和4年度に、令和2年度の繰入額可能額を超過しているA拠点〇〇円とB拠点〇〇円及び令和3年度の繰入額可能額を超過している拠点合計額〇〇円を法人本部拠点から各繰入元の拠点へ戻入すること。	改善済

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
10	R5.1.26	令和3年〇月に受け入れた寄附金〇〇円について、預金口座への入金日が令和5年〇月となっており、令和3年度における経常経費寄附金収益が未計上となっている。原因究明の上、令和4年度において適正に修正を行うこと。また、令和3年12月〇日に受け入れた寄附金〇〇円について、預金口座への入金日が令和4年1月〇日となっている。経理規程では「収入後7日以内に金融機関に預け入れなければならない。」とされているので、規程を遵守した取扱いを厳守すること。さらに令和4年〇月に受け入れた寄附金〇〇円について、会計帳簿である寄附金台帳に〇〇円で記載されており、寄附申込書の内容と相違していた。今後は適正な書類作成を行うこと。	改善済
11	R5.1.26	固定資産について、取得初年度からの減価償却が行われていないものがあるため、令和4年度で適正に減価償却を実施し、固定資産管理台帳を修正すること。	改善済
12	R4.12.14	貸借対照表の流動負債と固定負債について、1年基準による区分ができていない。社会福祉法人会計基準に基づき適正に区分すること。	改善中
13	R4.12.14	「財務諸表に対する注記」書類が平成28年3月31日社会福祉法人会計基準省令発出以前の様式で作成されている。社会福祉法人会計基準に基づき適正に作成すること。	改善中
14	R5.1.25	寄附金について、「寄附金申込書」及び「領収証(控)」の合計額〇〇円と寄附金収益明細書の合計額〇〇円が〇〇円相違している。うち〇〇円は、令和4年1月寄附分であるが金融機関への入金日は令和4年7月である。従って、当年度決算に計上されていない。残り〇〇円(令和3年10月寄附分)は入金日も不明であり、原因を明らかにする必要がある。寄附金に限らず、収納した金銭の取扱いを適正に行うこと。	改善済
15	R4.12.22	社会福祉事業区分資金収支内訳表及び社会福祉事業区分事業活動内訳表において、拠点区分間繰入金の内訳取引消去が行われていないので、令和4年度においては社会福祉法人会計基準に定められた規則に従って書類作成を行うこと。	改善済
16	R4.12.22	附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、令和4年度の決算においては法令等に沿った適正な書類作成を行うこと。 ①拠点区分計算書類において補助金収益が計上されているが、「補助金事業等収益明細書」が作成されていない。 ②「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」が法人全体として作成されているが、社会福祉法人会計基準では拠点区分ごとに作成することとなっている。また書式については、社会福祉法人会計基準関係通知に定められた様式で作成すること。 ③拠点区分の計算書類に積立金及び積立資産が計上されているが、「積立金・積立資産明細書」が作成されていない。	改善済
17	R4.10.25	金融機関等からの借入金返済は中止中であるが、未払利息の費用計上がされておらず、また、貸借対照表の事業未払金にも計上されていない。未払利息を算出の上、令和4年度決算時に計上すること。	改善済
18	R4.10.25	職員の年末調整による還付額が所得税源泉徴収の職員預り金残高を超えた額を法人が立て替えをして還付した立替金〇〇円及び職員が賃借している家賃の立替支払〇〇円など、法人外への資金の流失が発生している。 指定介護老人福祉施設は指定介護老人福祉施設に帰属する収入を社会福祉法人外への資金の流出に属する経費に充てることはできないことから、適法な所定の処理方法により、これら立替金の回収を行うこと。	改善中
19	R5.1.19	「事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書」において、介護保険事業である〇〇拠点区分から保育事業である〇〇拠点区分及び〇〇拠点区分に対して資金の貸借が発生している。厚生労働省発出の局長通知では、『介護保険等の施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等へ一時繰替(貸付)することは差し支えないが、介護保険法に規定する居宅サービス等の事業へ繰替した場合を除き、当該年度内に補てんしなければならない。』とされているので速やかに精算を行うこと。	改善済
20	R5.2.7	監事監査報告書について、現金出納簿他関係書類の四半期ごとの報告のみとなっている。各会計年度に係る計算書類及び事業報告等の監査報告書を作成すること。	改善済

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
評議員・役員の選任手続が不適切【15】			
21	R4.10.28	施設経営の実態を法人運営に反映させるため、施設の管理者が理事として選任される必要があるが、一人も選任されていない。次回選任の際は、施設管理者を選任すること。	改善済
22	R4.12.8	役員及び評議員の選任手続において、履歴書及び就任承諾書は整備されているが、「欠格事由に該当しないこと」及び「暴力団員等の反社会的勢力の者ではないこと」の誓約書(又は申立書)が未整備であるので、これを徴収すること。 なお、これらの選任関係書類は、改選の都度、新役員及び新評議員から徴収すること。	改善済
23	R4.12.8	評議員会(令和〇年〇月開催)において新理事を選任したとのことであるが、議事録では新理事の選任に関する審査状況が確認できない。今後は、評議員会で審議した内容は、適正に議事録に記載すること。	改善済
24	R4.9.20	評議員のうち2名は従前補欠として選任していた者を繰り上げて選任しているが、承諾書等関係書類が提出されていない。評議員選任の際には徴収すること。	改善済
25	R4.9.20	理事選任にあたり、理事を選任する評議員会の決議の時点で、就任承諾書を徴取していなかった。理事就任の意思表示を明らかにするため、適切な時期に就任承諾書を徴収すること。	改善済
26	R4.9.20	理事選任にあたり、候補者に対して、欠格事由に該当しないことや、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことの確認ができていない。理事となることできない者又は適切でない者の選任を回避するため、必ず確認を行うこと。	改善済
27	R5.1.26	定時評議員会に提案する議案について、定款の規定「理事の全員が書面(略)により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。」により理事会の決議を省略しているが、役員選任議案に候補者の氏名が記載されていないため、役員候補者の氏名については理事会の決議があったものとみなすことはできない。評議員会に提案する役員選任議案については、理事会の決議又は決議の省略により候補者の氏名までを決定すること。	改善済
28	R4.12.22	理事に施設の管理者が選任されていない。施設経営の実態を法人運営に反映させるため施設の管理者1名以上を理事に選任すること。また、その際には社会福祉法第62条第1項の第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設の管理者のうちから選任すること。	改善済
29	R4.11.25	評議員の選任は、理事会で候補者を選定した上で、評議員選任・解任委員会で行うこと。	改善済
30	R4.11.25	評議員の選任にあたり、事前に就任承諾書、履歴書、身分証明書、宣誓書等を徴収すること。	改善済
31	R4.11.25	理事の選任は、理事会で候補者を選定した上で、評議員会の決議によって行うこと。	改善済
32	R4.11.25	理事の選任にあたり、暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを確認するため、宣誓書を徴収すること。	改善済
33	R4.11.25	監事の選任は、理事会で候補者を選定した上で、評議員会の決議によって行うこと。	改善済
34	R4.11.25	監事の選任にあたり、暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを確認するため、宣誓書を徴収すること。	改善済
35	R5.2.7	令和〇年〇月の理事会で監事の選任議案を決定しているが、監事が2名とも欠席しており、議案に監事の過半数(2名の場合は全員)の同意を得たことが確認できなかった。各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書を徴収すること。監事の選任に関する理事会に監事が2名とも出席の場合は、議事録(当該議案に同意した監事氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。)でも差し支えない。	改善済

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
評議員の評議員会欠席、役員の理事会欠席【9】			
36	R5.1.11	理事会において、理事6名のうち1名が欠席であった。理事会は業務執行の決定など法人の運営において重要な役割を担うものであることから、出席が可能な者を選任した上で、理事の出席については十分配慮すること。	改善済
37	R4.11.4	評議員会において、評議員10名のうち数名が欠席であった。評議員会は法人の重要事項の決定を行う意思決定機関として重要な役割を担うものであることから、出席が可能な者を選任した上で、評議員の出席については十分配慮すること。	改善済
38	R4.11.4	理事会において、理事9名のうち数名が欠席であった。理事会は業務執行の決定など法人の運営において重要な役割を担うものであることから、出席が可能な者を選任した上で、理事の出席については十分に配慮すること。	改善済
39	R4.11.4	監事は、理事会に出席義務があり、必要があるときは意見を述べなければならないが、理事会において欠席を確認した。出席が可能な者を選任した上で、日程調整を行うなど理事会への出席を促すよう配慮すること。	改善済
40	R4.12.14	評議員会において、評議員7名のうち数名が欠席であった。評議員会は法人の重要事項の決定を行う意思決定機関として重要な役割を担うものであることから、出席が可能な者を選任した上で、評議員の出席については十分配慮すること。	改善済
41	R4.12.14	理事会において、理事6名のうち数名が欠席であった。理事会は業務執行の決定など法人の運営において重要な役割を担うものであることから、出席が可能な者を選任した上で、理事の出席については十分配慮すること。	改善済
42	R5.1.25	評議員会において、評議員21名のうち3名が欠席であった。評議員会は法人の重要事項の決定を行う意思決定機関として重要な役割を担うものであることから、開催日、開催場所等について事前によく調整を行い、評議員が全員出席できるよう努めること。	改善済
43	R4.12.22	評議員会において、評議員7名のうち1名が欠席であった。評議員会は法人の重要事項の決定を行う意思決定機関として重要な役割を担うものであることから、開催日、開催場所等について事前によく調整を行い、評議員が全員出席できるよう努めること。	改善済
44	R4.11.25	評議員会において、評議員7名のうち2名が欠席であった。評議員会は法人の重要事項の決定を行う意思決定機関として重要な役割を担うものであることから、開催日、開催場所等について事前によく調整を行い、評議員が全員出席できるよう努めること。	改善済
理事長の業務執行状況が未報告【7】			
45	R4.10.28	理事長は、理事会において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務の執行状況を報告しなければならないが、理事会議事録では報告の実態を確認できなかった。理事長は定款の規定に基づき理事会へ業務執行状況を報告すること。	改善済
46	R4.12.8	理事長の職務執行状況について、定款の規定には「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。」とあるが、令和〇年〇月開催の理事会の議事録の他には、報告した事実が確認できない。今後は、定款の規定に基づき報告を行うとともに、その内容を適正に理事会議事録に記載すること。	改善済
47	R4.11.22	定款の規定に「理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」とされているところ、令和3年度及び同4年度の理事会議事録からは、報告がなされたことを確認できなかった。法令又は定款の定めるところにより、理事長等は、当該報告を理事会において行うこと。	改善済
48	R5.1.25	理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況について理事会に報告しなければならないが、理事会議事録が作成されておらず、報告の実態を確認できなかった。定款の規定に基づき、理事会へ業務執行状況を報告すること。	改善済

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
49	R4.11.25	理事長等は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないが、理事会議事録では、報告の実態を確認できなかった。定款の規定に基づき、理事会へ業務執行状況を報告すること。	改善済
50	R5.1.19	理事長が、自己の職務の執行状況を理事会に報告していない。理事長は、自己の職務執行状況を、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事会に報告すること。	改善済
51	R5.2.7	理事長の職務の執行状況の報告について、毎会計年度に4か月を超える範囲で2回以上、実際に開催される理事会で報告すること。	改善済
定款記載内容の不備【6】			
52	R4.12.8	定款記載の基本財産の一部について、登記簿の構造及び床面積と相違しているため、次回、定款変更手続を行う際に併せて変更すること。併せて、定款に、附則（「3この定款は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年〇月〇日から適用する。」）を追記すること。	改善中
53	R4.10.31	定款変更（基本財産の追加）について、令和〇年〇月の評議員会で決議が成立しているにもかかわらず、岡山県への届出の手続きが行われていないので、速やかに手続を行うこと。	未改善
54	R5.1.26	定款記載の基本財産の一部について、登記簿の地番及び地積と相違している。定款と登記簿の記載事項が同じとなるように定款変更の手続を行うこと。	改善中
55	R4.12.22	第2種社会福祉事業として行っている〇〇の経営が定款に記載されていない。また、法人が所有する社会福祉事業の用に供する土地・建物の一部についても定款の資産の区分に記載されていない。定款変更の手続を行うこと。	改善中
56	R4.11.25	開設した〇〇事業所について、公益事業の種類を追加する必要があるため、定款変更の手続を行うこと。	改善中
57	R4.11.25	社会福祉事業の用に供する不動産は、当該事業実施に必要不可欠で、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として全ての物件を定款に定める必要がある。平成〇〇年以降に取得した社会福祉事業の用に供する物件が定款に定められていないので、定款に定めた上で厳格に管理すること。また、令和〇年〇月〇日付けで承認した基本財産処分について、当該物件が基本財産として定款に定められているので、定款変更の手続を行うこと。	改善中
評議員会の招集方法等が不適切【5】			
58	R5.1.25	評議員会の日時及び議案については、理事会の決議により決定すること。	改善済
59	R4.12.22	評議員会の日時及び議案については、理事会の決議により決定すること。	改善済
60	R4.10.25	社会福祉法において「定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。」とされ、定款においても「評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、(略)」とされている。しかしながら、定時評議員会の開催は、令和3年度は9月、同4年度は7月であった。定款の規定に基づき定時評議員会は毎年度6月に開催すること。	改善済
61	R4.11.25	評議員会の日時及び議案については、理事会の決議により決定すること。	改善済
62	R5.1.19	評議員会の招集事項が、理事会の決議により定められていない。評議員会の招集にあたっては、日時及び場所等の招集事項を理事会の決議により定めること。	改善済
理事会・評議員会の議事録が未作成【4】			
63	R5.1.25	評議員会の議事録が作成されていなかった。評議員会は、法人の基本的事項について決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、法令に基づき適正に議事録を作成するとともに、評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置くこと。	改善済
64	R5.1.25	理事会の議事録が作成されていなかった。理事会は、法人の業務執行の決定等を行う重要な機関であり、その決議内容については、適切に記録される必要があるため、法令に基づき適正に議事録を作成するとともに、理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置くこと。	改善済

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
65	R5.2.8	決議を省略した評議員会の議事録が作成されていなかった。未作成分を速やかに作成するとともに、今後は、同意書徴取後、適正に作成すること。	改善済
66	R5.2.8	決議を省略した理事会の議事録が作成されていなかった。未作成分を速やかに作成するとともに、今後は同意書徴取後、適正に作成すること。	改善済
補正予算が未編成等【3】			
67	R4.9.14	予算とその執行額に大幅な乖離があるにもかかわらず、補正予算の編成がなされていない。予算管理責任者は予算の執行及び管理を厳重に行い、予算に変更事由が生じた場合には、経理規程の定めに基づき、理事長は補正予算を編成して理事会及び評議員会の承認を得て執行すること。	改善済
68	R4.10.25	予算とその執行額に軽微な範囲とはいえ乖離があるにもかかわらず補正予算の編成がなされていない。厚生労働省通知及び経理規程に基づき、適正な時期に必要な補正予算を編成すること。	改善済
69	R4.11.25	予算と実績に著しい差異がある科目及び予算が計上されていない科目があるので、予算統制の観点から、当初予算の編成及び必要な時期の補正予算の編成等の予算管理を適正に行うこと。	改善済
重要な役割を担う職員の選任・解任手続が不適切【3】			
70	R4.12.8	施設長等重要な役割を担う職員の選任及び解任について、理事会の決議を経ずに行われている。今後は、理事会の決議を経た上で、選任及び解任を行うこと。	改善済
71	R4.12.14	施設長の選任について、理事会の決議を経ていなかった。施設長等重要な役割を担う職員の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、理事会の決議により決定される必要があるため、適正な手続をとること。	改善済
72	R4.12.22	重要な役割を担う職員の選任及び解任が理事会の決議を経て行われていない。施設長等重要な役割を担う職員の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、その決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定される必要があるため、理事会の決議を経て行うこと。 なお、重要な役割を担う職員の範囲については、定款又はその他の規程等において明確に定めておくこと。	改善済
その他【16】			
73	R4.12.8	定款に理事長の専決に関する規定があるが、理事長の専決に関する規程を作成していないので、日常の業務として理事長が専決できる事項（権限及び範囲等）を理事会において定めること。なお、理事長が専決した事項は、理事会に報告すること。	改善済
74	R4.12.8	定款の規定に基づく定款細則が作成されていない。適正に法人を運営するためには定款細則の整備が不可欠であるため、理事会において、早急に内容を決定し、それに基づき法人運営を行うこと。	改善済
75	R4.12.8	理事会の決算承認後に監事監査が行われている。今後は、監事監査を受けた後に理事会の承認を受けること。	改善済
76	R4.12.8	現行の経理規程は、法令又は関係通知に沿った内容となっていない箇所がある。また経理規程細則について経理規程に定める事務処理を行うために必要な事項を定めることとされているが制定されていない。早急に経理規程の見直し及び経理規程細則の制定を行い、適正な経理規程関係書類として整備しておくこと。	改善済
77	R4.9.20	評議員会の議事録署名人について、定款では「議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名」が署名等を行うことになっているが、理事や監事が署名人となっている議事録があった。定款の規定に基づき署名等を行うこと。	改善済
78	R4.9.20	理事会の決議には、当該決議に特別の利害関係を有する理事が加わることはできないが、その確認を行っていないものがあつた。決議の際には法人が確認を行うこと。	改善済

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
79	R4.9.20	資産総額の変更について、毎事業年度の末日から3か月以内に登記すれば足りるとされているが、平成31年3月31日変更を令和元年6月に登記後、令和4年9月現在で3か年分にわたり登記していない。組合等登記令第3条に基づき登記すること。	改善済
80	R4.10.31	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準を定めた役員等報酬規程が平成〇年〇月に改正されているが、評議員会の承認を受けていない。今後開催する評議員会において承認を受けること。	未改善
81	R4.9.14	社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手にふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。しかしながら、法人運営において資金繰りに支障が出ており、また、不適切な会計処理も散見されるなど、健全な経営が確保されているとは言い難い状況である。 特に、令和2年度以降に発覚した介護給付費等の不正請求事案については、法人運営に多大なダメージを与えており、不正を主導した者への損害賠償請求及び不正請求の全容解明等について、所轄庁としても再三にわたり法人に対して対応を求めてきたが、法人としてそれらに真剣に対応する姿勢が見られない。理事長をはじめとする役員、評議員及びその他関係職員で問題点を共有し、健全な経営の確保に向け、不正請求事案やその他懸案事項について速やかに対応し、その内容を所轄庁へ報告すること。	未改善
82	R4.9.14	〇〇の用に供している土地の賃貸借契約が二重契約の状態となっている。賃料を含め契約内容を見直し、二重契約の状態を解消すること。	改善中
83	R4.11.22	社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手にふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。しかしながら、令和2年度及び令和3年度の事業活動計算書の経常増減差額が赤字となり、資金繰りにも支障が出ていると認められる。これにより、拠点区分間繰入金支出等においても不適切な会計処理がなされているなど、健全な経営が確保されているとは言い難い状況である。 理事長をはじめとする役員、評議員及びその他関係職員で問題点を共有し、健全な経営の確保に向けた改善策を速やかに検討し、その内容を所轄庁へ報告すること。	改善済
84	R4.12.22	定款施行細則に定められた評議員会が審議する事項（事業計画、予算、予算外の新たな義務の負担、定款の変更等）について、評議員会の開催、決議がなされていない。定款施行細則の規定に基づき随時評議員会を開催すること。	改善済
85	R4.12.22	社会福祉事業の用に供する不動産を個人から借用し、賃貸借契約を締結しているが、利用権に関する登記がなされていない。社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。	改善済
86	R4.12.22	理事、監事及び評議員の区分毎の報酬総額がインターネットの利用により公表されておらず、また、財務諸表等電子開示システムを利用した届出にも記載されていない。インターネット又は財務諸表等電子開示システムを利用して区分毎の報酬総額を公表すること。	改善済
87	R5.1.19	定款を財務諸表等電子開示システムにおいて公表しているが、定款の内容が直近のものではない。直近の内容を公表すること。	改善済
88	R5.2.8	基本財産の保存登記がなされていないので、速やかに登記すること。	改善済